



## 第2編 基本構想

令和8年度



令和17年度



# 1

## 基本理念

基本理念は、長期的な観点から本市が目指す根本的な考え方で、その精神を簡潔に表現するものです。

「登米市まちづくり基本条例」に掲げる基本理念『協働による登米市の持続的な発展』の精神は、平成17年に本市が誕生してから、すべての市民が一体となって、共に進んでいく将来のまちづくりの展望であり、今も変わっていません。

条例に掲げる『協働による登米市の持続的な発展』を、引き続き、まちづくりの基本理念とします。

### ◆ まちづくりの基本理念 ◆

#### 協働による登米市の持続的な発展

# 2

## 将来像

誰もが夢や希望で笑顔に包まれ、豊かな自然と調和のとれた生活環境の中で、本市に住み続けたい、住みたいと思うまちを目指し、第二次登米市総合計画において定めた『あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ』を引き続き将来像に定めます。

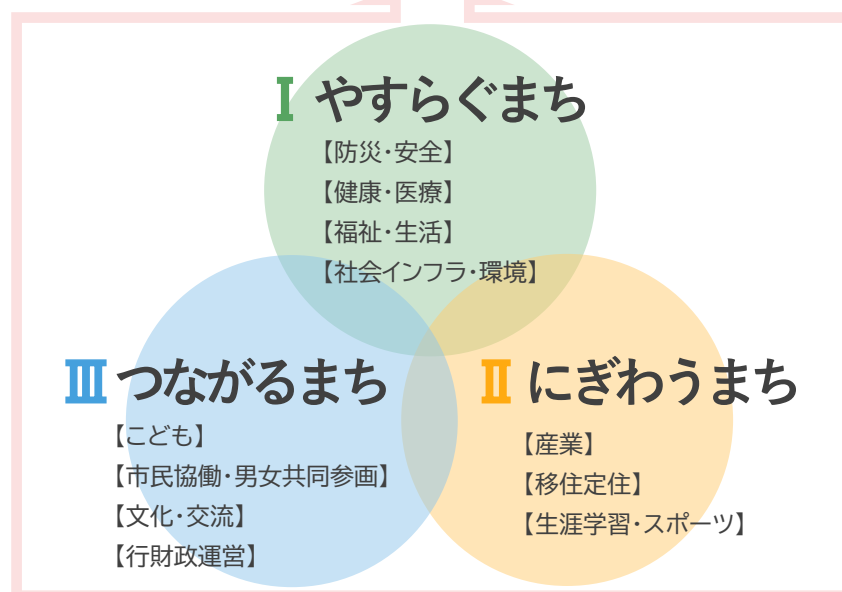
また、キャッチフレーズも、引き続き『夢・大地 みんなが愛する水の里』とします。

### ◆ 登米市の将来像 ◆

#### あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

### ◆ キャッチフレーズ ◆

夢・大地 みんなが愛する水の里



本計画では、「I やすらぐまち」「II にぎわうまち」「III つながるまち」をまちづくりのキーワードとして、それぞれが独立した位置づけではなく、3つの柱が相互に関連しながら施策を実施し、将来像の実現を目指します。

## 3

## 将来人口

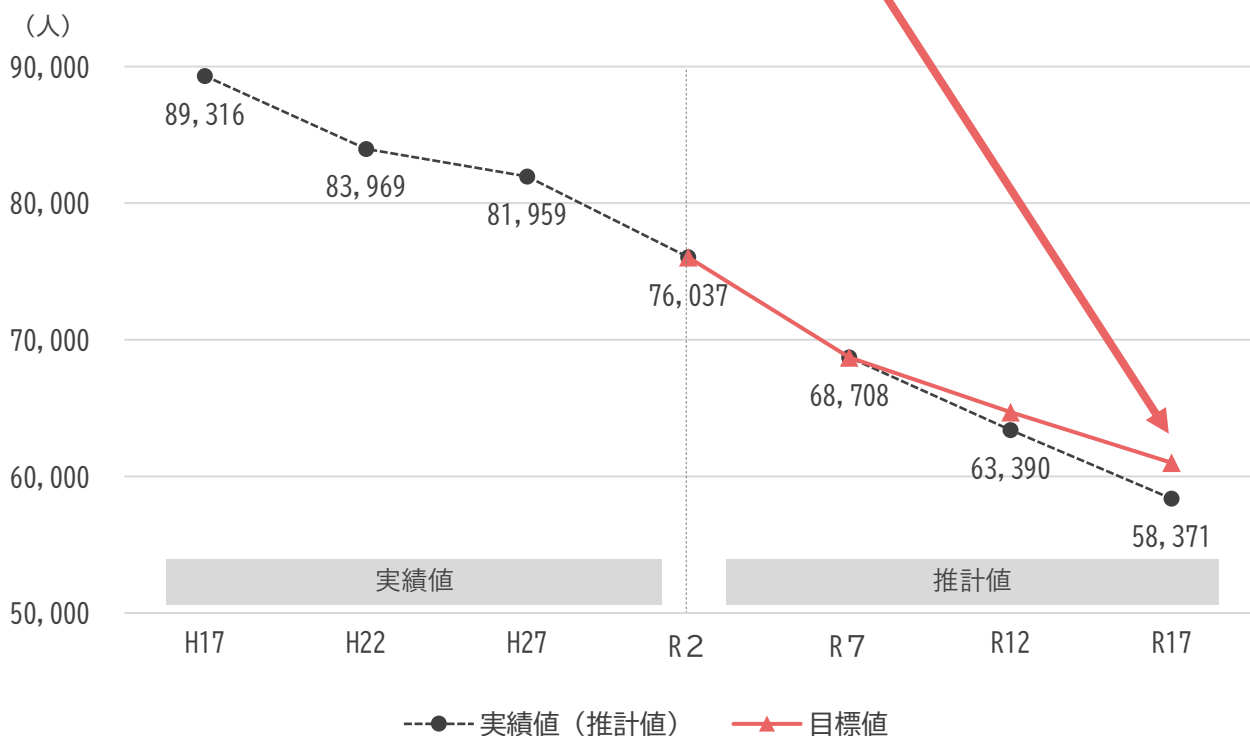
本市の誕生以降、現在に至るまで人口の減少が続いており、今後もその傾向は続くものと想定されています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計人口では、本市の将来人口は、令和17年には6万人を下回る58,371人となっています。

本市が目標とする令和17年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（約58,400人）に、これまでの本市の動向や長期的な見通しを踏まえ、各種施策の実施による政策的増加人口を見込んで次のとおりとします。

◆ 将来人口の目標 ◆  
**61,000 人**

登米市の人口の推移と将来人口の推計



※ 平成17～令和2年は国勢調査による数値で、令和7～17年は推計値を記載している。

資料：令和2年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月)」

# 4 土地利用

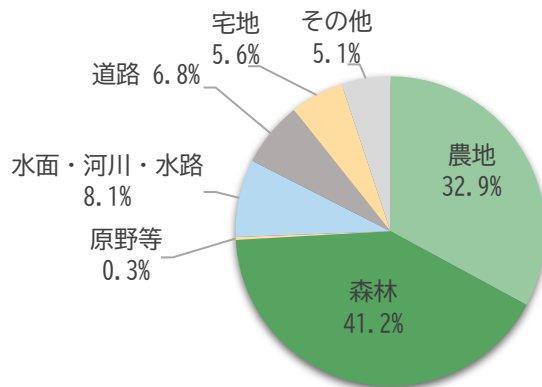
## (1) 土地利用の基本的な考え方

本市は、ラムサール条約※<sup>10</sup>湿地に登録されている伊豆沼・内沼及び蕪栗沼・周辺水田や北上川・迫川等の湖沼・河川の水辺をはじめ、美しい山林を有し、豊富な自然環境に囲まれています。

また、広大で平坦肥沃な豊饒大地登米耕土を利用した稲作等をはじめとする農業が基幹産業の一つとなっています。こうした豊かな自然環境は、我々市民の大切な財産であり、地域固有の資源を確実に未来へと維持、継承していくことが必要です。

市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、将来にわたり自然と都市が調和した環境の保全を図ります。

### 土地利用状況



	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
面積 (ha)	53,609	17,620	22,062	188	4,355	3,643	2,987	2,754

資料：宮城県国土利用計画管理運営資料（令和5年4月1日現在）

## (2) 地域特性によるエリアごとの方向性

本市は、迫地域佐沼地区を中心に市街地が形成され、佐沼地区を中心として市内の各地域間を国道及び主要地方道によるネットワークで結ぶ放射・環状型の都市構造を構成しています。今後も、三陸沿岸道路やみやぎ県北高速幹線道路等の広域高速交通網の整備による波及効果を活かした都市的土地利用を推進していきますが、インターチェンジの周辺などには広大な田園地帯が広がっており、無秩序な土地利用の拡大を抑制し、健全な土地利用を誘導するため、都市的土地利用を図る区域と豊かな自然や農地などを維持・保全する区域を明確にし、地域の特性を活かしながら自然環境との共生を図ります。

そのため、本市が有するそれぞれの地域特性を踏まえ、都市的連携エリア、田園居住共生エリア、田園環境エリア、自然環境保全エリアの4つのエリアに分類し、それぞれのエリアごとの方向性を次のとおりとします。

※<sup>10</sup> 国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。

## ◆ 都市的連携エリア

本市中心部又は中心部と隣接し、周辺地域と連携する、迫地域佐沼地区、中田地域加賀野地区、南方地域北東部の商業が集積している地区を本市の都市的連携エリアと位置づけます。

都市活動や市民生活の中心となるよう効率的な機能配置による利便性の高い市街地形成や周辺地域との交通ネットワークの充実を図る一方、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生する空間を形成します。

## ◆ 田園居住共生エリア

田園地帯や山間地帯に位置する、田園と共存する集落地を田園居住共生エリアと位置づけます。

広大な優良農地と共存する田園集落の居住環境や景観を維持するとともに、地域の特性を生かした魅力ある集落地を形成します。

## ◆ 田園環境エリア

北上川より西部の地域は、迫川流域を中心に広がる豊かな自然環境や広大な優良農地を有しており、こうした市街地外に広がる自然環境、田園地帯を田園環境エリアと位置づけます。

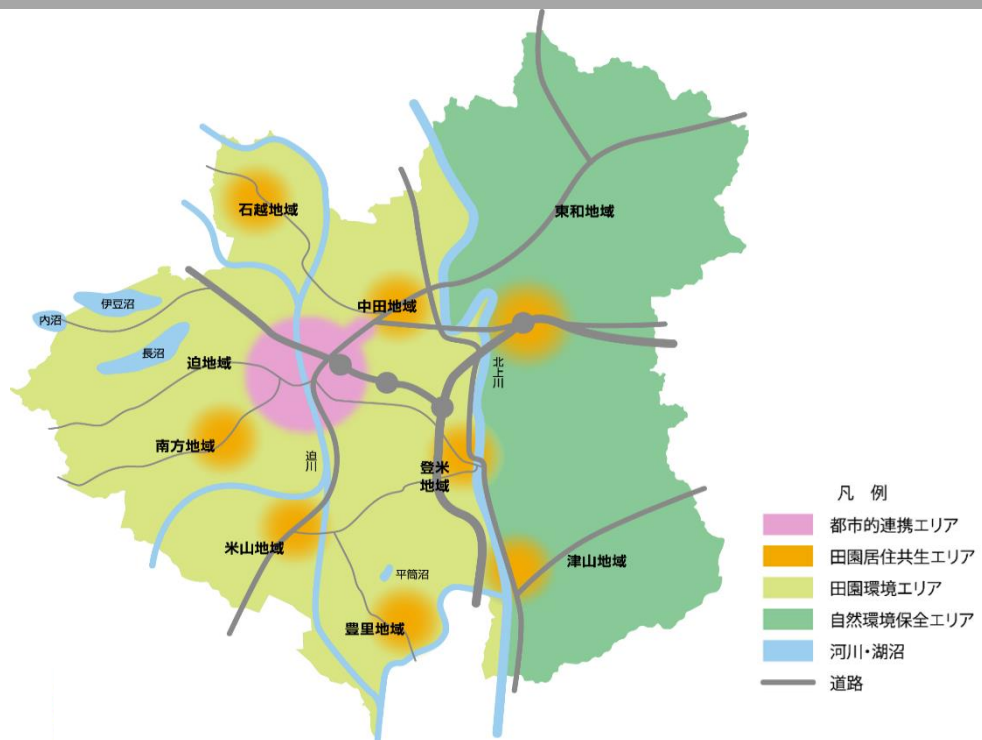
市街地外に広がる自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、緑地や農地等に関連する法令などにより、優良農地や良好な田園環境維持保全を図ります。

## ◆ 自然環境保全エリア

北上川東側の森林を主体とする地域は、山々の緑や丘陵地の森林等、豊かで優れた自然環境を有しており、これらの地域を自然環境保全エリアと位置づけます。

こうした本市を印象づける森林の空間は、豊かな自然環境や歴史遺産を後世に継承していくとともに、林業による木材の生産地としての森林の維持と整備、水源のかん養<sup>※11</sup>などの機能を確保するよう保全を図ります。

## 土地利用の方向性



※11 森林や緑地が雨水を吸収・保持し、地下水や河川水としてゆるやかに流すことで、水資源の安定供給や災害防止に寄与する機能のこと。

## 5

## 政策の大綱

将来像『あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ』の実現を目指して、「Ⅰ やすらぐまち」「Ⅱ にぎわうまち」「Ⅲ つながるまち」をまちづくりのキーワードとして、3つのまちづくりの基本政策により、各分野における施策を展開します。

また、その進捗状況を市民に分かりやすい形で提示するため、基本計画において主な施策の指標を設定します。

キーワード	まちづくりの基本政策
Ⅰ やすらぐまち	自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり
Ⅱ にぎわうまち	生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり
Ⅲ つながるまち	ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり

## Ⅰ 自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり

本市が取り組む施策の根幹は、すべての市民の安全・安心の確保です。生命や財産を守り、穏やかに、そして質の高い生活が送れるよう、安心感や快適さが得られるまちづくりを推進します。

特に、防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進するとともに、すべての市民が、個人として尊重され、健康で自分らしく、いきいきと暮らせるまちを目指します。

また、生活を支える社会インフラについては、上下水道における安定的なサービスの提供をはじめ、道路網の充実を図り、利便性の向上を図ります。

なお、都市機能と各地域拠点に関しては、中心市街地の活性化と併せ、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを推進するとともに、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク<sup>※12</sup>」の考え方に基づく、生活に必要な都市機能の維持と各地域拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実により、持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル<sup>※13</sup>」の実現に取り組み、誰もが快適に暮らすことができ、地球にもやさしいまちを目指します。

※12 居住・医療・商業などの都市機能を集約した拠点を形成し、その拠点同士を交通ネットワークで結ぶことで、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指す考え方のこと。

※13 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。なお、温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの。

## II 生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり

市民がいきいきと生業なりわいに励みながら、心豊かに暮らし、市内外から人が集い、にぎわう、活気あるまちづくりを推進します。

特に、農林業における担い手の育成や地元の雇用創出を図り、本市の産業を持続可能なものとし、地域経済の発展を目指します。

また、観光誘客や移住定住の促進により、人々が集いにぎわうまちを目指します。

さらに、すべての市民が生涯を通じて自ら学び、日常的にスポーツ活動に励むことができる環境を提供し、心豊かに暮らせるまちを目指します。

## III ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり

市民とともに本市の基本理念を次世代へつなぎ、持続・発展させていくという方向性のもと、市民と行政との連携により、未来へつなぐまちづくりを推進します。

特に、将来の登米市を担うこどもたちが、豊かな感性や創造力を養い、健やかに成長できるよう、子育てと学びの環境づくりを推進するとともに、文化財の保護や文化・芸術活動の充実を図り、これまでの歴史や新たな文化を後世へつなげます。

また、コミュニティ組織等の地域づくり活動をはじめとする協働のまちづくりを推進するとともに、男女が対等に責任を担いながらまちづくりに参画できる社会、仕事と家庭を両立できる環境の醸成を図ります。

さらに、デジタル技術の目ざましい発展を背景に、日々進化し続けているデジタル技術を活用し、人口減少社会に対応した、人に優しいデジタル化を推進するとともに、効果的かつ効率的な行財政運営に努め、持続可能な市政運営を推進します。

# 6

## 計画の体系

基本理念

協働による登米市の持続的な発展

将来像

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまちとめ

まちづくりの基本政策

I

### やすらぐまち

自然と共生し安全・安心で  
穏やかに心やすらぐまちづくり

II

### にぎわうまち

生き生きと人々が集い  
活力のあるにぎわうまちづくり

III

### つながるまち

ともに寄り添い、  
未来へつながるまちづくり

政策の分野

個別政策

1 防災・安全	1 防災・減災対策の推進 2 防犯・交通安全対策の推進
2 健康・医療	1 健康づくりの推進 2 地域医療の確保と救急体制の充実
3 福祉・生活	1 福祉の充実と権利擁護の推進 2 生活支援の充実
4 社会インフラ・環境	1 社会基盤の充実 2 環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進
1 産業	1 農林業の振興 2 商工業の振興 3 観光物産の振興 4 起業支援・企業誘致の推進と雇用の創出
2 移住定住	1 移住定住の推進と居住環境の確保
3 生涯学習・スポーツ	1 生涯学習の推進 2 スポーツ活動の推進
1 こども	1 子育て支援の充実 2 学校教育の充実
2 市民協働・男女共同参画	1 市民協働・男女共同参画社会の推進
3 文化・交流	1 文化財の保護と文化・芸術活動の推進 2 国際交流・地域間交流の推進
4 行財政運営	1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 2 効率的な行財政運営の推進

分野をまたぐ最重要プロジェクト「人口減少対策」

